平成２９年（フ）第１６７号
神奈川県厚木市吾妻町１番７－307号
債務者　秋山　和美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９１号
神奈川県平塚市東八幡２丁目４番８号　ピアホーム平塚、前住所神奈川県平塚市黒部丘７番35号　シティハイムマリオンミキ103号
債務者　鈴木　由雄
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９８号
神奈川県厚木市下川入362番地
債務者　宮澤　克彦
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１０号
神奈川県平塚市東八幡４丁目12番４号　二見荘203号
債務者　手塚　利子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３号
山口市阿東篠目2364番地
債務者　藤田　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
青森県むつ市横迎町２丁目14番36号　吉田アパート２－Ｃ
債務者　三橋　清子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
千葉県柏市高南台３丁目11番地　サンビレッジ沼南３－101号
債務者　石川　　博
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３９号
千葉県松戸市松戸新田601番地の７　リンデンハウス南松戸101号
債務者　重田　直美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０１号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目４番43号（グラン鎌ケ谷206号）
債務者　長島　純一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２０号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番50－４号
債務者　吉田　潤矢
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３０号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番25－302号　グリーンハイツ
債務者　世古栄理佳（旧姓鵜澤）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３２号
千葉県柏市酒井根２丁目11番４号
債務者　三輪　直子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３４号
千葉県柏市今谷上町40番地２　ＡＤ南柏Ｄ－105号
債務者　島﨑　隆也
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３６号
山口県宇部市西宇部北５丁目４番19－304号　西宇部県営住宅２号棟
債務者　武永　栄治
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３７号
山口県山陽小野田市中川４丁目８番１－301号（県営住宅１棟301号）
債務者　横井　康治
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８０９号
仙台市青葉区角五郎２丁目１番20号
債務者　千葉　久子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
山形県米沢市万世町桑山841番地　桑山ハイツ６号棟202号室
債務者　森谷　尚貴
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
山形地方裁判所米沢支部